

# 熊本県公報

第13408号 令和7年(2025年) 2月18日(火)

(每週 火·金発行)

# 目 次

				小																								
$\bigcirc$	道	路(	の世	共用	開	始·				• •								٠.	 • •	 	 		(道	路	保:	全	課)	1
		公		告																								
																							(農					1
$\bigcirc$								管	理)	計	画	(T)	変〕	更・					 	 	 	•	(農	村	計i	画	課)	2
				烖																								
																							市計					
																							(薬					2
$\bigcirc$	熊	本!	県乙	と 図	書:	館和	钊用	規	則 0		部	を	改]	正す	る	規	則		 • •	 	 	•	(社	会	教	育	課)	3

## 告 示

# 熊本県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)2月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	松島馬場	天草市栖本町湯船原字中山	349.6	活力創出
	線	1番6地先から 天草市栖本町湯船原字芹田		基盤交付金
		76番2地先まで		<u> </u>

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)2月19日

#### 公 告

# 熊本県公告第99号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名 称	保証成分量(%)	その他の 規生産業者の氏名 又は名称及び住 所有効期限	
熊本県肥	配合肥	マルチ	りん酸全量	含有を許される西日本殖産有限 令和13年	
第 1 4 1	料	РК	: 17.0	有害成分の最大会社 (2031	
1 号			く溶性りん	量及びその他の熊本県八代市松 年)2月5	
			酸:14.	制限事項は公定崎町159番地 日	
			0	規格のとおり。 1	
			加里全量:		
			18.0		

水溶性加里	
: 1 3. 0	

#### 熊本県公告第100号

令和6年(2024年)11月14日付けで宇城市に事務所を置く小川町土地改良区理 事長坂本直人から申請のあった小川町土地改良区土地改良事業 (維持管理) 計画の変更に ついては、令和7年(2025年)2月5日付けで認可したので、土地改良法(昭和24 年法律第195号)第48条第11項の規定により公告する。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県知事 木 村 敬

#### 登載依頼

## 熊本県都市計画審議会公告第1号

第165回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県都市計画審議会

1 日時

令和7年(2025年)2月27日(木)午前10時00分から正午まで

場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

議題

# 【審議】

- (1)熊本都市計画下水道の変更の件(熊本セミコン特定公共下水道:熊本市、合志市 菊陽町)
- (2)熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の変更の件(富合公共下水道:熊本市、宇 土公共下水道:宇土市)
- 傍聴者の定員
  - 20名
- 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて 整理券を配布します。
  - (2) (1) において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合して ください。
  - (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を 決定します。
  - (4)傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することがで きます
- 傍聴するにあたっての守るべき事項
  - 傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
  - (1)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の 意向等を表明することはできません。 (2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為は
  - できません。

  - (3) 会場内での飲食はできません。 (4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はできません。 (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
  - (6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があ

ります。

留意点

公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の 基準ア又はイに該当する場合に至ったときには、あらかじめ公開・非公開の決定権限を 会長に委任しておりますので、会長の判断により非公開となる場合もあります。

問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部道路都市局都市計画課)

電話番号: 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 2 0

# 熊本県薬事審議会公告第1号

令和6年度(2024年度)熊本県薬事審議会の会議を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県薬事審議会長

開催日時 1

> 令和7年(2025年)2月27日(木) 午後2時00分から午後4時00分まで

開催場所

熊本テルサ 2階「りんどう・つばき」(熊本市中央区水前寺公園 28-51)

内容 (予定)

(1)地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定状況等について

- (2)薬剤師確保対策について
- (3) 大麻取締法の改正について
- 傍聴者の定員

10人

傍聴手続 5

> (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、 事務局の指示に従い、傍聴することができる。(2)傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県薬事審議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課 薬事班)電話 096-333-2242

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月18日

熊本県教育長 白 石 伸

# 熊本県教育委員会規則第1号

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則 熊本県立図書館利用規則(昭和60年熊本県教育委員会規則第17号)の一部を次のよ うに改正する

第1条中「第4条」を「第5条」に改める。

則

この規則は、公布の日から施行する。